

近畿地方整備局 入札監視委員会（第二部会） 平成28年度第1回審議概要

開催日及び場所	平成28年6月16日（木） 大阪合同庁舎第1号館 第1別館 3階 304共用会議室		
委員	芥川真一（神戸大学大学院工学研究科教授 今回抽出担当者） 角松生史（神戸大学大学院法学研究科教授 第二部会長） 河合良昭（河合会計事務所 公認会計士・税理士 第二部会長代理） （五十音順）		
審議対象期間	平成28年1月1日 ～ 平成28年3月31日		
報告事項	①発注状況報告 ②指名停止措置の運用状況報告 ③談合疑義事実の選定に関する基準に該当した案件の発生状況報告 ④再度入札における一位不動状況報告 ⑤低入札価格調査制度対象工事の発生状況報告	（備考） ・①～⑤について、整備局資料に基づき説明を行った。	
審議事項	総件数	（備考）	
①抽出案件	6件	[抽出件名]	
<工事> 一般競争入札方式 （WTO対象外）	2件	・大阪港北港南地区航路(-16m)附带施設護岸(3)築造工事(第1工区) ・和歌山下津港本港地区泊地(-10m)浚渫工事(第2工区)	
<業務> 簡易公募型競争入札方式	2件	・和歌山下津港海岸(海南地区)施工計画検討業務 ・神戸港六甲アイランド地区航路・泊地(-16m)潜水探査(第7工区)	
<役務の提供及び物品> 一般競争入札方式	2件	・P S カード発行端末等購入 ・神戸港六甲アイランド地区航路(-16m)灯浮標改修	

	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【報告事項】</p> <p>①発注状況報告</p> <p>②指名停止措置の運用状況報告</p> <p>③談合疑義事実の選定に関する基準に該当した案件の発生状況報告</p> <p>④再度入札における一位不動状況報告</p> <p>⑤低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況報告</p> <p>・指名停止措置の運用状況については、毎回この程度の件数を報告していましたか。</p>	<p>・報告対象期間は4半期毎にとりまとめております。指名停止措置を行った件数が多い時もあるれば少ない時もあり、件数については一概には言えません。</p>

意見・質問	回答
<p>【審議事項】</p> <p>1. 一般競争入札方式（WTO対象外） 「大阪港北港南地区航路（-16m）附帯施設護岸（3）築造工事（第1工区）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札者の総合評価加算項目のうち、「企業の能力等」における「女性技術者の配置」の項目において4点が加算されており、それが落札決定の大きな要因になっていると見受けられますが、本件のような「女性技術者育成型」という方式の設定はどのような政策的目的があるのでしょうか。 ・それは明確な法的根拠があって設定しているものですか。 ・今回が初めての試みでしょうか。 ・本件に限るものではなく、長期的な観点からの担い手確保政策ということですが、そういった価格以外の付随的要素については最初に説明があった方が我々としても適正な審議を行うことができると考えます。次回以降、該当する案件がある場合は説明をお願いします。 ・こういった方式の具体的な設定方法について説明して下さい。 ・今後のあり方として多くの工事で最大1点の加算点を設定するのに加えて、特に本件については加算点を4点とすることで、女性技術者を配置できる企業を落札者として想定するという政策的な考えがあるのですか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性技術者が工事現場で活躍することにより、現場環境を向上し、雇用制度を充実させることで、建設産業を男女問わず働きやすい職場とすることがその目的であり、いわゆる担い手確保につなげるための試みです。 ・品質確保法に基づくものです。 ・2回目です。 ・分かりました。 ・当局において、女性技術者を配置できるような工事を選定し、試行しております。また、本工事については加算点を最大4点で設定しておりますが、今年度は多くの工事で加算点を最大1点として取り組んでおります。 ・女性が活躍できる環境を作ることのできる企業に対して多く加算することで、女性技術者を育成していただくことがその目的です。本件については、資格を保持した女性技術者を配置する企業に対し最大4点を加算することとなっておりますが、そういった技術者を持つ企業自体があまり多くないという実情もあり、全ての工事ではなく、当局において本試行の対象として適切と思われる工事を選定して実施しております。また、その他の工事に

<p>・こういった方式の進め方について記載したマニュアルやガイドラインのようなものはありますか。</p>	<p>については、将来的に資格を保持することが期待される女性技術者を配置できる企業も含めて最大1点の加算点を設定することで幅広く女性技術者の育成に取り組んでおります。</p> <p>・特にありませんが、浚渫工事のような、船舶の性能や機械をメインに技術評価する工事ではなく、本工事のような人の技術力をメインに評価する工事の方が試行対象としてふさわしいと考えております。</p>
--	---

意見・質問	回答
<p>2. 一般競争入札方式（WTO対象外） 「和歌山下津港本港地区泊地(-10m)浚渫工事(第2工区)」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札者の中で標準案を提出した業者があり、評価点が低くなっています。この標準案について説明して下さい。 ・本件は、A等級の参加業者については中小企業に限定していますが、年間全体の受注のうち中小企業者の受注を何割にするといった目標はありますか。 ・落札金額と調査基準価格が近接していますが、積算方法を知っている業者であれば、ある程度調査基準価格を予想することは出来るのですか。 ・入札者の中に、同種工事の施工実績がなく、資格がないにも関わらず申請した業者がありますが、それは会社のミスによるものでしょうか。 ・その条件の記載を見ると、2つの条件が記載してありますが、どちらか一方を満たせば良いともとれるような表現をしているように見受けられます。他の資料では明確に2つとも満たさなければならないという表記はされていたのでしょうか。 ・「a)及びb)の工事」と記載のこの条件は、どちらか一方で良いと解釈できる余地のある表現となっており、日本語の厳密性をやや欠いていると思われれます。2つ以上条件のある工事は、「a)及びb)の工事を共に施工した」といったような明確な表現とするよう、次回以降検討をお願いします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・標準案は、当局が考える通常の施工範囲の中で工事を実施する場合に提出するものです。当該者は、技術提案を提出せず、標準案の提出のみでの参加でした。従って、当該者の技術提案に係る項目の加算点は0点となっております。 ・毎年、契約方針で目標割合が定められます。それに基づいて、本官契約において比較的金額の低い一般的な工事を当局において選定し、実施しております。 ・積算書は情報公開により開示しておりますので、過年度の工事を参考にすれば調査基準価格の予想は可能です。また、入札説明書の中にも調査基準価格の算定方法を記載しておりますので、その点でも調査基準価格の算定は可能と考えます。 ・当該者は、当局が求める同種工事の施工実績における2条件のうち一方の条件を満たさなかったため施工実績の要件を否としておりますが、それにも関わらずなぜ申請があったかについては確認しておりません。 ・同種工事の施工実績における条件は入札説明書において記載しておりますが、同様の表現となっております。 ・分かりました。

意見・質問	回答
<p>3. 簡易公募型競争入札方式 「和歌山下津港海岸(海南地区)施工計画検討業務」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札参加者のうち1者について、選定時評価項目のうち実績として挙げた業務の成績が「－」表示となっていますが、これはどういう意味ですか。 ・他の入札参加者の業務成績点が79点から81点として挙げられています。実際の評価点は何点になりますか。 ・入札参加者のうち、1者の点数が他者と比べて低くなっているのはどうしてですか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価の対象となる業務の実績が無かったということです。 ・選定時における適否判断に係る項目ですので、点数評価は行っておりません。 ・評価項目のうち、「重要事項の指摘と重要事項の指摘に対する対応」や「工程計画」の項目において評価が低くなっているためです。

意見・質問	回答
<p>4. 簡易公募型競争入札方式 「神戸港六甲アイランド地区航路・泊地(-16m)潜水探査(第7工区)」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件では技術点の配点が100点、価格点の割合が60点となっています。この配点は簡易公募型競争入札方式の案件ではいつも同じですか、それとも案件によって異なりますか。 ・入札価格は全者ほぼ横並びとなっていますので、技術点により落札者が決定される業務と考えてよろしいでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易型の方式をとる場合は常にこの配点ですが、標準型の方式をとる場合は変わることがあります。 ・そのとおりです。

意見・質問	回答
<p>5. 一般競争入札方式 「P Sカード発行端末等購入」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札参加者が1者となっておりますが、こういう分野での発注は競争相手があまりいないといった特殊事情があるのですか。 ・落札者は自社製の端末やソフトウェアを使用しているのですか。 ・端末やソフトウェアは、一緒に購入した方が発注者としては望ましいとお考えですか。 ・システムはどれくらいの頻度で切り替えるのですか。 ・システムを切り替えるとなると、全てやり直しとなり手間が非常にかかるかと思しますので、そういった意味でも現状のまま発注していくこととなります。しかし、その状態では事実上参加者が限られてしまうことになり、競争性を確保するのが難しいと考えられますが、いかがですか。 ・全国的なシステムということでしたが、仮に全国のうち、近畿のみ異なる業者が落札したとしても運用は可能ですか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本件で購入する端末で発行されるカードを使用したシステムは全国的に使用しているものではありませんが、当初、そのシステム設計業務を契約した本件落札者が有利になると思います。このような中で他の業者がなかなか参加しづらいという事情はあると思います。 ・端末はノートパソコンですので、一般的に市販されているものです。ソフトウェアについては、落札者の方で調整し、端末にインストールした状態で納入していただいております。 ・ソフトウェアについては、当局が求めているものは市販されておりませんので、落札者の方で調整し、端末にインストールした形が望ましいと考えます。 ・まだ新しいシステムですので、切り替えは行っておりません。 ・課題を抱えておりますが、随意契約にまで踏み込める内容の案件ではありませんので、一般競争で発注していきたいと考えております。 ・データをダウンロードしてICカードに記録するのですが、全国同一のカードを発行するため、カードに納められる内容とデータは整合がとれる形で運用しておりますので、実際にカードを発行する端末は必ずしも同じものでなければならぬものではありません。

意見・質問	回答
<p>6. 一般競争入札方式 「神戸港六甲アイランド地区航路(-16m)灯浮標改修」</p> <ul style="list-style-type: none"> データベースによる対象業者数が多い割に、入札説明書ダウンロード者数が2者で、入札参加者も1者となっておりますが、あまり多くの参加が見込めない業務なのでしょうか。 本件では調査基準価格が記載されておりませんが、設定する案件としない案件があるのですか。 	<ul style="list-style-type: none"> 灯浮標を交換・改修するという業務自体が稀な業務であるということ、交換対象である、事務所で保管中の灯浮標自体が本件の落札者が製作したものだという事情から入札参加者が少なくなったものと思われます。 調査基準価格は予定価格が1,000万円を超える案件について設定するものであり、本件は予定価格が1,000万円を超えていませんので、調査基準価格の設定はありません。

意見・質問	回答
<p>7. 全体を通して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格と調査基準価格の比率は、多くの案件で87%程度となっていますが、「和歌山下津港海岸(海南地区)施工計画検討業務」のみ73%程度となっています。当該案件のみこの比率になっているのは、何か背景があつてのことでしょうか。 ・ 総合評価落札方式の案件において、高い技術力を発揮するため高コストな技術提案をしたがために入札価格が上がり上がったということはあるのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の場合、通達により調査基準価格は予定価格の10分の7から10分の9の範囲内で設定するように決められておりますが、業務の場合は予定価格の10分の6から10分の8の範囲内となっており、工事に比べて設定範囲が低くなっているためです。 ・ 入札価格は当局が求める標準案に基づいて算定されますので、技術提案の内容は入札価格には反映されません。